

令和8年度  
事業計画書

社会福祉法人  
取手市社会福祉事業団

## 目 次

○介護老人福祉施設	1～8
・令和8年度の事業計画表	9～10
○短期入所生活介護事業	11
○通所介護事業	12～13
・令和8年度の主な行事予定	14
○取手市配食サービス事業	15
○配食サービス事業	16
○地域貢献事業	16

## 介護老人福祉施設

### 1. 運 営 方 針

#### (1) 理 念

取手市ふれあいの郷は、指定介護老人福祉施設として、老人福祉法及び介護保険法の主旨及び目的を基本理念とし、「取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷の設置及び管理に関する条例」、「同管理規則」に基づいて、取手市から施設の管理運営を社会福祉法人取手市社会福祉事業団が受託し、『公設民営』の事業所として、地域の福祉施設としての特色を発揮しながら、利用者の基本的人権を尊重し、安定した老後を過ごせるように、各関係法令に基づき、適正かつ効率的に運営するものとする。

#### ○ 老人福祉法

##### (基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

#### ○ 介護保険法

##### (目 的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

#### ○ 社会福祉法

##### 第3条 福祉サービスの基本理念

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとし、良質かつ適切なものでなければならない。

#### (2) 基本方針

取手市ふれあいの郷は、緑豊かな自然に恵まれた環境の中で、指定介護老人福祉施設として、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って介護福祉サービスを提供するものとする。

また、生活の場にふさわしい『明るく家庭的な雰囲気』をモットーとし、取手

市や福祉関係機関、病院、サービス提供事業所等との密接な連携の下、家庭や地域との結びつきを大切にして、安心と信頼のおける施設を目指して運営する。

### (3) 令和8年度の主な目標

- ① ご利用者の生活全般についてのニーズに対し、施設サービス計画書の作成（更新・実施・対応）を継続していく。
- ② 介護保険施設において身体拘束は原則として禁止されており、ご利用者の権利を尊重し、生活の質を向上するためのサービスを提供していく。
- ③ 安全管理に対する意識を高めるとともに、ヒヤリハット・事故の報告を収集と分析によりリスクへの適切な対応を行い、ご利用者が安全・安心して活動できる環境づくりを行う。
- ④ 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行、感染症対策マニュアルを見直し、徹底した対策を講じ、集団感染の防止に努める。
- ⑤ 高齢者虐待防止の観点から、指針・マニュアルを整備し、ご利用者対応についての施設内研修の開催、委員会を設置しサービスの質の向上を図る。
- ⑥ 認知症高齢者への対応力の向上のため、研修への積極的参加と施設内の勉強会を開催しサービスの質の向上を図る。
- ⑦ 施設の老朽化に伴う施設内外の環境・衛生面に配慮した修繕整備を行い、安心・安全な生活空間の維持向上に努める。
- ⑧ ご利用者に行事への参加をしていただくことで、創作の喜びや生きがい、季節を体感していただく。
- ⑨ 感染症や自然災害がおきた際に、職員が適切な対応が出来るよう研修や訓練を実施して有事に備える。

## 2. 援 助 方 針

「食事」「入浴」「排泄」を介護の基本とし、楽しく生き甲斐を感じられる生活を送れるよう援助する。そのために、職員一人ひとりが介護に対する共通認識を持ち、ご利用者の個性や人格を尊重し、一般家庭での日常生活とできるだけ同じような生活環境の提供に努める。また、ホームへの入所による不安や孤独感を癒すよう心掛け、「生活の質」を重視しながら、人間らしい心の豊かさを失うことなく生活が継続出来るように援助をしていく。

### (1) 食 事

食べることは生きていく上で必要であり、生活する上での大きな楽しみの一つである。栄養と味、季節感を考慮し、安心して安全なおいしい食事の提供と栄養の補給・健康維持を目指す。

ご利用者が飽きることなく食事ができるよう季節感のあるバラエティに富んだ献立を提供すると共に、噛む力や飲み込む力の弱い方にも対応した刻み、ペースト食等の食事を提供します。そのほか、いつもと違った雰囲気を楽しめる

出前食やスイーツデイ、手作りおやつの実演をするなど、食を通して心を潤し生きる希望につながるように努める。

また、ご利用者一人ひとりの健康状態にあった栄養ケア・マネジメントを行い、栄養状態の維持、改善だけでなく、豊かな食生活が送れるよう支援していく。

## (2) 入 浴

ご利用者にとって入浴は楽しみであると同時に、清潔と健康保持に不可欠な日課である。身体を清潔にすることは、皮膚の汚れを落とし新陳代謝を促し、血行を良くすると同時に疲れを取り心身の安楽を図り、生きる意欲にもつながる大切な行為である。

高齢者や障害者は、心身機能の低下等が原因で身体の清潔を保つことが困難な状態に陥りやすくなるため、介護度の高い寝たきりの方や人の手を借りないと起き上がれない方には、特殊浴槽を使い、体調不良等により入浴が困難な方については、清拭を行うことにより清潔に保つ。また、全身を清潔にできないときや、汚れやすい部分を重点的にきれいにする必要がある場合は、部分浴や部分洗浄を行う。

リラックスして入浴していただけるようご利用者と介助者のふれあいを大切にし、ゆったりと入浴できるよう心がけ、同時に皮膚状態の観察を看護師と共に行う。

## (3) 排 泄

排泄は生命を維持するために行われる物質代謝の結果生じた老廃物を体外に排出することであり、排泄の状態を知ることは、健康状態を知ることである。しかし、排泄介護は、ご利用者の尊厳に関わる場面であるから、快適で心地よい生活を守るための排泄ケアとは、どのようなものを念頭に、ご利用者一人ひとりの立場に立ち、羞恥心とプライバシーの保護に配慮し尊厳と自立心を支持するような排泄介助に努める。

## (4) 生活援助

ご利用者の入所時から終末まで、ホームでの生活が心豊かで明るく楽しい老後となれるよう適切な施設サービス計画を立てていく。

ご利用者は施設内に閉じこもりがちで、社会性の少ない生活になりやすいため、職員はご利用者のより良い援助者になれるよう、日々観察しご利用者の残存機能を維持・改善できるよう工夫をしていく。

ご利用者は家庭を離れて生活しているので、ご家族とのふれあいを切に願っている。そうした思いを真摯に受け止め、ご家族に面会や行事への参加を呼びかけるなど相互のふれあいの場を増やしていく。また、新たな行事計画、レクリエーションなどを立案し、日常の生活がハリのあるものになるよう援助していく。

- ① 明るく快適な生活空間の創出
- ② ご利用者のご家族とのコミュニケーションの充実
- ③ 余暇活動や季節に合った行事の実践

#### (5) 健康管理

ご利用者が健康で快適に過ごし、充実した生活を送れるよう個別対応に努める。

##### 1) 日常の健康管理と維持

- ① ご利用者の健康状態を把握し、個々の健康管理をする。
- ② 把握した健康に関する情報を看護日誌に記載し、ご利用者の健康情報を共有する。
- ③ 日常生活の基本となる食事、排泄、睡眠等の状況を把握し、状況に応じた個別の支援方法を工夫する。
- ④ 感染予防の一環として、ご利用者はもとより職員にインフルエンザワクチン等の予防接種を実施する。
- ⑤ 褥瘡予防対策委員会を開催し褥瘡の防止に努める。

##### 2) 疾病の早期発見

- ① 健康に関する情報を基本に、疾病の早期発見、治療に努める。
- ② ご利用者の検診を実施する。
- ③ 早期発見・治療のため、週2回嘱託医による回診を受診し、健康状態の把握に努める。
- ④ 嘱託医の指導の下に、慢性疾患の悪化予防と適宜保険指導に努める。
- ⑤ 高齢者に多い排便障害、尿路感染症、脱水等の予防に努める。
- ⑥ 通院及び入院については、嘱託医の指導・助言の下に協力病院と連携し、適切に対応する。
- ⑦ 通院及び入院中の状況は、必要に応じて看護日誌に記載し、個別援助の参考とする。
- ⑧ フットケアの充実、特に浮腫、糖尿病、白癬症の方を注意しながらケアを行い合併症予防に努める。

#### 3. 地域との交流

地域福祉のための社会資源として地域の人々と交流の輪を広げ、地域の社会福祉施設としての役割を自覚し、施設の開放を図っていく。

##### (1) 広報活動

ホームページを定期的に更新し情報の発信をしていく。

##### (2) ボランティアの受け入れ

地域の感染症の発生状況に注視しながら、通年通しボランティアのみなさまに

ご協力いただくことにより、ご利用者とのふれあい、介護サービスの向上を図る。

### (3) 地域社会との交流

地域の行事や買い物等に参加をするとともに、ボランティアのみなさまのお力をお借りして、ご利用者の感性を刺激し、併せて地域のみなさまの施設に対する理解と認識を深めていく。

## 4. 実習・体験学習等の受入れ

### (1) 実習生の受け入れ

福祉施設としての役割と機能を生かし、介護福祉関連の教育機関等からの実習生を受け入れ、介護職員としての介護技術の習得と資質向上に寄与する。

### (2) 介護等体験事業の受け入れ

茨城県内において、義務教育教員免許志願者の介護等体験が必須となったことを受け、5日間にわたりホームまたはデイサービスでの体験の受け入れを行う。

### (3) 児童・生徒の体験学習の受け入れ

学校教育においても、体験学習やボランティア参加を必須とする傾向にあり、施設でも小学生や中学生、高校生を受け入れ、様々な体験を通して、地域社会における老人福祉施設の役割や、ご利用者の生活実態や職員の働く姿を知ってもらうことにより、社会勉強の一助としてもらう。

## 5. 非常災害対策

職員がご利用者を安全に避難・誘導させるとともに、防災資機材の習得の訓練を実施する。

総合訓練は、ご利用者が速やかに安全な場所へ避難出来るよう誘導するとともに、消火散水栓、消火器等の操作を実体験する。浸水想定区域の要配慮者利用施設であるため、水害想定での避難訓練を本年度も実施する。

災害に対するマニュアルや災害時事業継続計画を活用すると共に、見直しを行いより良い対応が出来るよう検討し、職員に周知、徹底する。

### (1) 年間の訓練の実施

#### 1) 総合訓練（年2回）

火災通報、ご利用者の避難誘導、職員による消火器を使った消火訓練、消火栓を使った放水訓練を行う。

通所介護のご利用者にも積極的に参加してもらい、在宅での防災意識の向上を図る。

## 2) 伝達訓練

災害発生時に迅速に連絡を伝達できるように、職員緊急連絡網を使用した伝達訓練を実施する。

## 3) 夜間想定避難訓練

夜間に火災が発生したことを想定し、ご利用者を迅速に安全な場所へ誘導する。避難訓練を実施、宿直員にも積極的に参加してもらう。

## 4) 水害想定避難訓練

浸水想定区域に指定されており、水害の危険が高まったことを想定し、ご利用者を迅速に垂直避難（2階へ）誘導する。

## (2) 災害への備え

### 1) 日頃からの備え

消防署及び消防設備保守点検業者による指導及び定期点検等の際の指摘事項を遵守し、常日頃から防火扉や非常口付近等の整理整頓等に努める。

### 2) 食料の備蓄

災害に備えて、飲料水・食糧を3日分備蓄管理する。(ローリングで管理)また、万一の災害に備え、市内食料品店との間で1回50食分の昼食、夕食の供給契約を締結している。

## (3) 災害時相互応援協定

県の指導に基づき、平成26年1月から坂東市の特別養護老人ホーム「ハートフル広侖」及び守谷市の特別養護老人ホーム「峰林荘」との間で、災害時相互応援協定を締結している。

## 6. 会 議

- 介護サービスの向上と事故防止を図るため、各種会議を行い、より良い介護技術の向上をめざす。
- 各部署の連携を図り、業務の円滑化と意識向上をめざす。

会議名称	開催予定日	会議出席予定者	主な会議内容
施設会議	毎月 第 3 水曜日	施設長、事務長、各課課長、各部署の主任等	・施設内での各検討会や他部署会議での意見、要望等を集約・調整、連絡
ケース検討会 給食会議	毎月下旬 ※勤務表による	施設長、事務長、各課課長、生活相談員、看護職、管理栄養士、介護支援専門員、介護職	・各委員会会議での内容を集約し、ご利用者の生活援助について協議検討する ・献立について検討する
委員会会議 ・身体拘束等適正化検討委員会 ・感染症対策委員会 ・事故防止検討委員会 ・虐待防止検討委員会 ・食事検討委員会 ・排泄検討委員会 ・入浴検討委員会 ・口腔ケア検討委員会 ・褥瘡予防対策委員会 ・喀痰吸引委員会 ・生産性向上委員会	介護保険法に基づき、委員会ごとに必要数以上の回数を開催する	各委員会 施設長、事務長、各課課長、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士、介護職員、看護職員	・各委員会の検討とマニュアルの更新 ・ケース検討会、施設会議の決定事項を確認し経過検討する
サービス担当者会議	毎月 第 1 水曜日 随時	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護職員 新規ご入所者	・多職種で集まり、ご利用者の援助目標、サービス内容を検討する
入所検討委員会	隔月（奇数） 第 4 水曜日	施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、外部より第三者委員 2 名	・新規の施設入所者の検討

※各会議は業務時間内に実施

## 7. 研 修

感染症等の状況を確認しながら、外部機関等が主催する各種研修会に職員を積極的に参加させ、各職員の知識を高めるとともに、研修で得た知識を他の職員に周知を図り、全職員の能力向上、資質の向上に努めていく。

- 茨城県社会福祉協議会、茨城県老人福祉施設協議会、全国老人福祉施設協議会等が主催する研修会への積極的な参加→毎月開催されるケース検討会で発表（施設内での研修）
- 施設長研修、管理者研修、考課者研修、新任職員研修、中堅職員研修、会計研修、リスクマネジメント研修、クレーム対応研修（苦情解決研修）、接遇研修、感染症対策研修、身体拘束廃止研修、認知症研修
- 口腔ケア研修、サービス向上研修、栄養マネジメント研修、看護職員研修、施設ケアマネジャー研修
- 必要に応じて介護職による痰吸引・胃ろう管理に関する研修
- 高齢者虐待防止研修、医療的視点による対応についての勉強会などの施設内研修
- オンライン動画研修を取り入れ、研修時間に応じてケース検討会後もしくは別日を設けて研修をする。

## 8. 訓 練（感染症発生時）

施設内での感染症発生時の対応による訓練を年2回実施し、各職員が実際に模擬での訓練を行う事によって、実際に感染症が発生した際に慌てることなく、スムーズに全職員が対応できるように知識・能力の向上、資質の向上に努めていく。

- 新型コロナウイルス感染症発生時のガウンテクニック・各備品の準備・ゾーニング訓練。
- 嘔吐物処理の手順訓練。

## 令和8年度 事業計画表

	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○辞令交付 4/1</li> <li>○退職共済関係状況届</li> <li>○ボイラー保守点検</li> <li>○介護報酬請求(毎月)</li> <li>○人事考課勉強会</li> <li>○地下タンク清掃</li> <li>○8年度介護職員等処遇改善加算計画書提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働保険申告</li> <li>○7年度事業報告書作成</li> <li>○7年度決算書作成</li> <li>○監事監査</li> <li>○理事会開催</li> <li>○消防設備保守点検</li> <li>○害虫防除(全域)</li> <li>○空調保守点検</li> <li>○消防訓練(総合)</li> <li>○事業継続計画の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○期末勤勉手当支給</li> <li>○職員健康診断(全員)</li> <li>○防災訓練(水害)</li> <li>○職員互助会総会</li> <li>○評議員会開催</li> <li>○現況報告書提出</li> <li>○ファイリング過年度文書整理</li> <li>○ボイラー保守点検</li> <li>○ばい煙検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保険算定基礎届</li> <li>○公益法人収支計算書提出</li> <li>○害虫駆除(厨房)</li> <li>○7年度介護職員等処遇改善加算報告書提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防訓練(伝達)</li> <li>○受水槽清掃点検</li> <li>○施設内床清掃ワックス塗布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○倉庫清掃及び整理</li> <li>○空調保守点検</li> <li>○害虫防除(全域)</li> </ul>
生活指導・行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お茶会(苑庭)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○端午の節句</li> <li>○母の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出前食</li> <li>○父の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○七夕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スイーツデー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長寿を祝う会</li> <li>○十五夜</li> <li>○秋祭り</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○レクリエーション活動(屋内外での軽い運動や遊び)</li> <li>○グループワーク活動(グループでの作品作り)</li> <li>○誕生会等のボランティア慰問</li> <li>○出張売店(毎月)</li> <li>○シーツ交換(毎週)</li> <li>○居室掃除・消毒(毎日)</li> <li>○コップ・歯ブラシ・ガーグルベース・整髪用ブラシ消毒・義歯清掃(毎週)</li> <li>○車椅子掃除(毎月)</li> <li>○居室殺虫消毒・カーテン・ベッドパットクリーニング(6月)</li> <li>○リハビリ体操・口腔機能維持体操</li> <li>○口腔ケア</li> <li>○入所・ショートステイ事前調査</li> </ul>					
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>○腸内細菌検査</li> <li>○事業報告書提出</li> <li>○厨房内清掃整頓(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○腸内細菌検査</li> <li>○嗜好調査実施</li> <li>○市場調査実施</li> <li>○厨房内清掃整頓(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○腸内細菌検査</li> <li>○厨房内清掃整頓(随時)</li> <li>○栄養給与状況報告書提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○腸内細菌検査</li> <li>○厨房内清掃整頓(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○腸内細菌検査</li> <li>○厨房内清掃整頓(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○腸内細菌検査</li> <li>○厨房内清掃整頓(随時)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開苑記念祝膳(松花堂弁当)</li> <li>○選択食</li> <li>○お楽しみ献立(誕生月の方希望の献立)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節句料理(子供の日)</li> <li>○選択食</li> <li>○お楽しみ献立(誕生月の方希望の献立)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選択食</li> <li>○お楽しみ献立(誕生月の方希望の献立)</li> <li>○出前食</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○七夕献立</li> <li>○うなぎ料理(土用丑の日)</li> <li>○選択食</li> <li>○お楽しみ献立(誕生月の方希望の献立)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選択食</li> <li>○お楽しみ献立(誕生月の方希望の献立)</li> <li>○スイーツデー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敬老御祝膳(松花堂弁当)</li> <li>○お彼岸料理・おやつ</li> <li>○十五夜おやつ</li> <li>○選択食</li> <li>○お楽しみ献立(誕生月の方希望の献立)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誕生会(誕生会特別食、ケーキ&amp;和菓子等)</li> <li>○行事内容に合ったおやつ</li> </ul>					
看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイタルチェック(随時)</li> <li>○定期的回診(週2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイタルチェック(随時)</li> <li>○定期的回診(週2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイタルチェック(随時)</li> <li>○定期的回診(週2回)</li> <li>○職員の健康診断</li> <li>○感染症予防勉強会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイタルチェック(随時)</li> <li>○定期的回診(週2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイタルチェック(随時)</li> <li>○定期的回診(週2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイタルチェック(随時)</li> <li>○定期的回診(週2回)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投薬</li> <li>○排尿排便チェック(毎日)</li> <li>○日常生活リハビリ(毎日)</li> <li>○軟膏塗布などの処置(毎日)</li> <li>○体重測定(毎月実施)</li> <li>○入浴時の対応(皮膚の観察・処置)</li> <li>○消毒薬・薬品の管理及び注文・整理</li> <li>○食事内容のチェック</li> <li>○胃ろうの管理</li> <li>○予防接種対応</li> <li>○体調不良者の対応</li> <li>○感染症の予防と対策</li> <li>○居室の整理整頓及びベッドの清掃指導</li> <li>○医療的ケアの指導(適宜)</li> <li>○手洗い・うがいの励行指導</li> </ul>					

	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
事務	○空調保守点検 ○ボイラー保守点検 ○消防訓練（総合）	○年末調整説明会 ○職員インフルエンザ予防接種 ○消防設備保守点検 ○害虫駆除（厨房）	○年末調整業務 ○期末勤勉手当支給 ○施設内清掃 ○ばい煙検査 ○職員健康診断（夜勤者）	○源泉徴収票提出 ○給与支払報告 ○害虫駆除（厨房）	○9年度事業計画書作成 ○9年度予算編成 ○自動車減免申請手続 ○消防訓練（夜間） ○空調保守点検 ○9年度介護職員等处遇改善加算計画書提出	○理事会開催 ○利用者確定申告 ○ボイラー保守点検 ○害虫駆除（厨房） ○時間外労働・休日労働に関する協定届提出
生活指導・行事	○運動会	○芋煮会 ○出前食	○クリスマス会 ○スープバー	○新年祝賀会 ○初詣（施設内）	○節分（豆まき） ○バレンタイン	○ひなまつり ○ホワイトデー
	○レクリエーション活動（屋内外での軽い運動や遊び） ○グループワーク活動（グループでの作品作り） ○誕生会等のボランティア慰問 ○出張売店（毎月） ○シーツ交換（毎週） ○居室掃除・消毒（毎日） ○コップ・歯ブラシ・ガーグルベース・整髪用ブラシ消毒・義歯清掃（毎週） ○車椅子掃除（毎月） ○居室殺虫消毒・カーテン・ベッドパットクリーニング（10月） ○リハビリ体操・口腔機能維持体操 ○口腔ケア ○入所・ショートステイ事前調査					
給食	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時）	○腸内細菌検査 ○嗜好調査実施 ○市場調査実施 ○厨房内清掃整頓（随時）	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時）	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時）	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時） ○翌年度事業計画書提出	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時）
	○行楽弁当献立（運動会） ○選択食 ○お楽しみ献立（誕生月の方希望の献立）	○芋煮会 ○出前食 ○選択食 ○お楽しみ献立（誕生月の方希望の献立）	○かぼちゃ料理（冬至） ○クリスマス料理 ○スープバー ○年越しそば ○選択食 ○お楽しみ献立（誕生月の方希望の献立）	○新年御祝膳（松花堂弁当） ○おせち料理・お雑煮 ○七草粥・鏡開き ○選択食 ○お楽しみ献立（誕生月の方希望の献立）	○節分（節分おやつ） ○選択食 ○お楽しみ献立（誕生月の方希望の献立）	○ひな祭り料理（甘酒、桜もち） ○お彼岸料理・おやつ ○選択食 ○お楽しみ献立（誕生月の方希望の献立）
	○誕生会（誕生会特別食、ケーキ&和菓子等） ○行事内容に合ったおやつ					
看護	○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○利用者健康診断 ○インフルエンザ予防接種 家族承諾 ○褥瘡予防勉強会	○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○利用者健康診断 ○インフルエンザ予防接種	○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○職員の健康診断（夜勤従事者）	○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回）	○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回）	○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回）
	○投薬 ○排尿排便チェック（毎日） ○日常生活リハビリ（毎日） ○軟膏塗布などの処置（毎日） ○体重測定（毎月実施） ○入浴時の対応（皮膚の観察・処置） ○消毒薬・薬品の管理及び注文・整理 ○食事内容のチェック ○胃ろうの管理 ○予防接種対応 ○体調不良者の対応 ○感染症の予防と対策 ○居室の整理整頓及びベッドの清掃指導 ○医療的ケアの指導（適宜） ○手洗い・うがいの励行指導					

## (介護予防) 短期入所生活介護事業

### 1. 目的

ご利用者の心身の状態を踏まえ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、施設において、入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、心身の機能維持やその身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### 2. 運営方針

- (1) 指定短期入所生活介護事業所として、ご利用者、またはそのご家族に契約内容を十分に説明し、双方合意の上契約を締結する。
- (2) 入浴や食事の提供、その他日常生活の上でご利用者との交流を図る。
- (3) 「明るく家庭的な雰囲気」をモットーに、健康的で生きがいを感じられる生活環境づくりに努め、施設の多くの行事にも積極的に参加できるよう援助する。
- (4) ご利用者、またはそのご家族との信頼関係を大切にし、介護支援専門員との連携を図る。また、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議に参加し、ご利用者の情報共有を図り、より良いサービスの提供に努める。
- (5) 市から依頼を受け、虐待や認知症、身元不明等により緊急保護を必要とする高齢者を一時的に受け入れることにより、ご本人及びそのご家族の安全と負担軽減を図る。また、緊急のサービス提供にも速やかに対応する。
- (6) 居宅介護サービス計画の内容に沿った短期入所生活介護計画書を作成する。
- (7) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、適切に対応する。

### 3. 事業内容

- (1) 生活指導・・・施設での生活の様子や入浴、排便、健康状況等を『利用報告書』に記載し、ご家族からは自宅での様子を送迎時に伺うことにより、よりよいサービス提供に努める。
- (2) 健康チェック・・・毎日、看護師による健康チェックを行う。
- (3) 機能訓練指導・・・リハビリ体操を通して、介護予防や機能向上に努める。
- (4) 入浴サービス・・・身体を清潔にし、入浴による血行促進と心身の癒を図る。
- (5) 食事の提供・・・ご利用者に適した安全で美味しい食事を提供する。
- (6) 行事やレクリエーションへの参加・・・適宜レクリエーションや誕生会、買い物など、施設の行事に積極的に参加できるよう支援する。
- (7) 送迎サービス・・・施設の送迎車で、ご自宅まで送迎する。

## 通所介護事業

### 1. 目的

在宅の独居及び虚弱、認知症高齢者等に対し通所事業により各種サービスを提供し、当該高齢者等の自立への援助、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上、回復を図ると共に、ご家族等に対する介護相談、支援等の援助サービスを通して介護者の身体的、精神的負担の軽減を図る。

なお、運営は「取手市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例」に基づき、取手市からの事業を受託して行なう。

### 2. 運営方針

ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密に連携を図りながら、ご利用者の要支援、要介護状態の軽減や悪化の防止のため適切なサービスの提供に努める。

また、介護保険法に基づき年に2回の運営推進会議を開催し、ご利用者やご家族、地域住民の代表者、関係機関等からの要望等を聞き、提供サービス等を明らかにし、サービスの質の確保・向上を図る。

### 3. 援助方針

- (1) 個々のご利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行うものとする。
- (2) サービス計画書に沿った通所介護計画をたてる。
- (3) 通所介護計画の目標及び内容については、ご利用者又はご家族に説明を行なうと共に、その実施状況や評価についても説明を行ない、署名をもらう。
- (4) 残存機能の維持向上をめざし、状態にあった機能訓練を行うとともに、各種介護器具や場所の提供を行う。
- (5) ご利用者に対する安全確保のために、家庭やセンター内での健康状態に留意する。
- (6) 在宅における介護についての相談や支援を行なう。

### 4. 実施要領

#### (1) 対象者

要支援・要介護者。日常生活支援総合事業対象者。

### 5. 事業内容

#### (1) 生活指導

○事前調査・・・ご利用者の生活、心身の状況を把握するため、ご家族、介護支援専門員からも状況確認をする。

○プログラムの設定・・・ご利用者やそのご家族との話し合いにより、そのニーズに添ったプログラムの設定を行う。

(利用日、送迎方法、食事の内容、入浴の方法等)

- (2) 日常動作訓練
  - 在宅での生活に必要な動作の訓練を行う。在宅で出来る訓練の助言を行う。
  - 介護予防具等を使ったトレーニングを行う。
  - メドマーやホットパック等の機器を用い、物理療法（フィジカルセラピー）を提供する。
- (3) 入浴サービス
  - ご利用者の意思及び、健康チェックにより入浴の可否を決める。
  - 心身状況によって、一般浴又は機械浴に決める。
- (4) 健康チェック
  - 送迎の際、家庭での健康状態を確認し、感染症予防に努める。
  - センターでの状態確認・・・血圧、体温、脈拍、問診、観察等。
  - ご利用者の身体機能の状態が維持できているか、ADL の評価を定期的に行い、身体機能の重度化を防ぐ。
- (5) 教 養
  - 利用者間の対人関係等について平素から気を配り、ご利用者同士の円満な交流が図れるように援助する。
- (6) 給食サービス
  - 管理栄養士がご利用者の心身の状態によって内容を考慮し、適切な栄養のバランスを考えた献立で季節感を味わえる食事を提供する。
  - 低栄養状態の早期発見、低栄養の方には管理栄養士が改善に向けての提案をする。
- (7) 送 迎
  - 送迎車で「玄関から玄関まで」を原則とし、ご利用者の安全を基本に安全運転で送迎する。車内での他利用者との会話や交流等、楽しい雰囲気をつくり、送迎コースの工夫により効率的な送迎に努める。利用中の様子をご家族に伝え、情報の共有に努める。
  - 運転前後のアルコールチェックの徹底し、事故防止に努める。
- (8) 行事娯楽
  - 家庭的な雰囲気作りや季節感が味わえるようなレク活動や、外出等の機会を作る。
  - 趣味活動として、塗り絵・脳トレ・書道・工作・カラオケ等を実施していく。
- (9) 居宅介護支援事業所との連携
  - ご利用者の状態に変化があった場合、速やかに報告する。毎月の利用状況を報告。

## 6. 令和8年度の目標

- ご利用者が安全に安心して過ごせる環境や時間の提供と、運動・レク・行事内容を充実させ楽しく過ごしていただく『憩いの場』となるような雰囲気作りを行う。
- ご家族のニーズに応え情報提供を行い、体調管理等も徹底する。
- 職員は連携を図り、技術・見守り、気付きなどの状況判断能力の向上に努める。
- 各居宅介護支援事業所との連携を図り、営業活動で安定した顧客獲得を目指す。

## 令和8年度の主な行事予定

地域密着型通所介護事業

月 別	行 事	内 容
令和8年 4月	外出行事	お花見・車窓見学 ※開花状況等に応じて実施する (取手・つくばみらい・守谷近隣)
	お花見週間	苑庭でお花見をしながら交流を深める
	外出行事	チューリップ見学 (柏市 あげぼの山公園)
5月	外出行事	あやめ見学 (守谷市・四季の里公園)
	母の日	メッセージカードをプレゼントする
6月	父の日	メッセージカードをプレゼントする
	ミニ運動会	体操・玉入れ・ボールリレーなどの競技を行う
7月	七夕会	短冊作成やゲームを行う
8月	夏祭り	夏祭りの雰囲気味わえるようなゲームを行う (射的・輪投げ・ヨーヨー釣りなど)
9月	敬老会	ビンゴ大会 (景品あり) 感謝状を渡す
10月	運動会	玉入れ・パン食い競争・応援合戦などの競技を行う
	外出行事	柏市のあげぼの公園のコスモスを見に出かける
11月	外出行事	紅葉・車窓見学 (取手市戸頭公園・守谷近隣)
12月	クリスマス会	クリスマスの衣装を身につけビンゴ大会を実施する
	壁面工作	翌年の干支の飾りを作成する
令和9年 1月	外出行事	初詣 (つくば市 千勝神社)
2月	新年会	おみくじ (景品あり) やお正月ゲームをして新年のお祝いをする
	節分	豆まきや節分にちなんだゲームを行う
	ひな祭り	お雛さまにちなんだゲームを行う
※その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外出行事は利用者数や状況をみながら実施できるか検討する。</li> <li>○感染症対策を徹底し、適時内容の変更を行う</li> <li>○入浴週間を設け入浴剤入りの入浴を行う</li> <li>○行事写真の掲示を随時行う</li> </ul>	

## 取手市配食サービス事業

### 1. 目的

食生活で援助を必要とするひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、栄養バランスのとれた質の高い食事を提供するとともに、ご利用者の安否の確認等を行う。

### 2. 方針

栄養バランスのとれた食事の提供、ひとり暮らしの方の孤独感の解消、安否確認による緊急事態の早期発見・対応・連絡を図る。

### 3. 事業内容

取手市受託事業（任意事業対象者：介護予防支援事業対象者）

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象にした取手市の行う配食事業を受託し実施。

希望者が民生委員や介護支援専門員等を通して取手市高齢福祉課へ申請し、担当者が調査のうえ、介護度等により調整しながら配食の回数等を決定する。

- ・配食日 週5日（月曜日～金曜日）但し、祝祭日、年末年始は除く
- ・配食地域 戸頭・野々井・米ノ井・寺田・西・新町・稲・岡・ゆめみ野
- ・食数 1日 25食程度
- ・調理 ふれあいの郷の厨房にて調理
- ・配達方法 配食車で、2名1組で配達
- ・費用 1食430円（利用者負担分）、1食610円（市補助分）

# 公益事業

## 1. 配食サービス事業

### ○ふれあいの郷独自事業

取手市事業の要件に満たない近隣の希望者やデイサービス利用者に対して、ふれあいの郷が独自に実施している事業。

直接申込または民生委員や介護支援専門員から申し込みを受ける。

- ・配食日 週5日（月曜日～金曜日）但し、祝祭日、年末年始は除く
- ・配達地域 新取手・野々井・ゆめみ野・上高井・下高井地区
- ・食数 1日10食程度
- ・調理 ふれあいの郷の厨房にて調理
- ・配達方法 車にて事務員が配達
- ・費用 1食600円

## 2. 地域貢献事業

### ○一般介護予防事業の送迎

取手市第3圏域日常生活支援体制整備事業の中で、NPO法人西部ふれあいクラブが音楽ケア体操（一般介護予防事業）を行いたいとの意見を出す。自力で通うことができない方の移動手段があれば利用しやすいとの意見から、社会福祉法人である当事業団に送迎業務の依頼があり、平成29年7月から送迎支援を開始する。

- ・対象者 第3圏域に在住の65歳以上の方、事業対象者、要支援者
- ・実施日 毎月第2木曜日
- ・費用 実施場所（戸頭中学校）を中心に半径1km／20円